

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センター業務方法書の一部の変更について

### 【要旨】

地方独立行政法人岩手県工業技術センター業務方法書の一部の変更を認可することについて、評価委員会の意見を聴こうとするもの。

### 1 業務方法書の一部の変更の経緯

地方独立行政法人法（以下、「法」という。）の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、岩手県工業技術センター（以下、「法人」という。）が作成する業務方法書に、内部統制に係る事項の記載が求められたことから、当該業務方法書の一部を変更するもの。

### 2 内部統制に係る事項について

法人の内部統制については、総務省からの通知により、先行実施している独立行政法人の例を参考にした上で、法人の実態に合わせて柔軟に検討することとされているところ。

#### (1) 基本的な考え方

- ① 「内部統制」とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」のこと。
- ② 内部統制の体制の整備によって、法人内部のガバナンス強化を図ることが目的であること。
- ③ 地方独立行政法人の内部統制については、類似の目的並びに組織、運営及び管理の仕組みを有する独立行政法人を参考に整備することが適当であること。

#### (2) 内部統制の基本要素

- ① 統制環境（法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備）
- ② リスクの評価と対応（法人のミッション遂行の障害となる要因の評価と対応を行うプロセスの整備）
- ③ 統制活動（法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効率・効果的に行われることを確保するための体制の整備）
- ④ 情報と伝達（組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務執行に係る情報の保存及び管理体制の整備）
- ⑤ モニタリング（法人内部及び監事の体制の整備）
- ⑥ ICTへの対応（情報通信システムを適切に整備、運用する体制の整備）

### 3 変更内容

別紙「地方独立行政法人岩手県工業技術センター業務方法書 新旧対照表」のとおり、業務方法書に内部統制に係る事項を追加すること及び条項ずれの整理を行うもの。

### 4 施行日

平成30年4月1日施行

一地方独立行政法人法 新旧対照表（抜粋）一

現行	改正後
<p>(業務方法書)</p> <p>第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。</u></p> <p><u>3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>	<p>(業務方法書)</p> <p>第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>

一地方独立行政法人法施行細則抜粋(平成17年岩手県規則第1号)一

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項